

令和5年
岩手県教育委員会定例会
5 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和5年5月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和5年5月15日（月）午後1時30分

第1 会期決定の件

第2 事務報告1 令和5年4月県議会臨時会の概要について (教育企画室)

第3 議案第2号 岩手県教育振興基本対策審議会への諮問に関し議決を
求めることについて (教育企画室)

第4 議案第3号 岩手県美術品収集評価委員会委員の任命に関し議決を
求めることについて (生涯学習文化財課)

第5 議案第4号 学校職員の一般の退職手当等の全部を支給しないこと
とする処分に関し議決を求めることについて (教職員課)

第6 議案第5号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)

閉会

事務報告 1

令和5年4月県議会臨時会の概要について

令和5年4月県議会臨時会が開催されましたので、概要について別紙のとおり報告します。

令和5年5月15日

令和5年度岩手県一般会計補正予算（第1号）の概要（教育委員会）

1 予算額

（単位：百万円）

区 分	現 計 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後現計予算額
予 算 額	120,460	9	120,469

2 主な事項及び内容

科 目	補 正 予 算 額	事 項 及 び 内 容						
学 校 管 理 費 (10 款 3 項 2 目)	千円 88	○（新規）学校給食物価高騰対策等支援費補助 88 千円 食材高騰に伴う県立中学校における給食費の値上げに対する支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ろうとするものである。 補助先 学校給食会計責任者 補助率 定額						
定 時 制 高 等 学 校 管 理 費 (10 款 4 項 3 目)	千円 9	○（新規）学校給食物価高騰対策等支援費補助 9 千円 食材高騰に伴う定時制高等学校における給食費の値上げに対する支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ろうとするものである。 補助先 学校給食会計責任者 補助率 定額						
特 別 支 援 学 校 費 (10 款 5 項 1 目)	千円 9,271	○（新規）学校給食物価高騰対策等支援費 4,857 千円 食材高騰に伴う特別支援学校における給食費の値上げに対する支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ろうとするものである。 うち支援費補助 243 千円 補助先 学校給食会計責任者 補助率 定額 ○特別支援教育就学奨励費 4,414 千円 食材高騰に伴う給食費の値上げに対応するため、就学奨励費を補正しようとするものである。 予算額（千円） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>補 正 前</th> <th>補 正 額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>259,841</td> <td>4,414</td> <td>264,255</td> </tr> </tbody> </table>	補 正 前	補 正 額	計	259,841	4,414	264,255
補 正 前	補 正 額	計						
259,841	4,414	264,255						

議案第2号

岩手県教育振興基本対策審議会への諮問に関し議決を求めることについて
岩手県教育振興基本対策審議会に対し、別紙のとおりこれからの教育振興基本対策
を諮問することについて、議決を求める。

令和5年5月15日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 一 男

理由

令和5年5月に開催予定の岩手県教育振興基本対策審議会に対し、これからの教育
振興基本対策について諮問しようとするものである。これが、この議案を提出する理
由である。

教 企 第 号

令 和 5 年 5 月 1 6 日

岩手県教育振興基本対策審議会会長 様

岩手県教育委員会教育長

これからの教育振興基本対策について（諮問）

岩手県教育委員会では、本県の教育振興の取組の指針となる「岩手県教育振興計画」（計画期間 令和元年度から令和5年度までの5年間）を策定し、教育関係者だけではなく、家庭や地域、企業、NPOなどの様々な主体と連携し、目標の実現に向けて、一体となって取り組んで参りました。

計画策定後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化、人口減少の進行のほか、デジタル技術の活用やグローバル化の進展、地球温暖化や気候変動対策への機運の高まりなどが見られ、本県の教育をめぐる環境や学びの在り方も大きく変容していくことが考えられます。

これらの社会情勢の変化に的確に対応し、地域の期待に応える教育施策を推進するため、今後5年間の本県の教育振興の目標や取組内容について、岩手県教育振興計画（仮称）として取りまとめたいと考えておりますので、その方向性について諮問いたします。

岩手県教育振興基本対策審議会への諮問について

1 諮問事項

「これからの教育振興基本対策について」

2 諮問の背景、趣旨

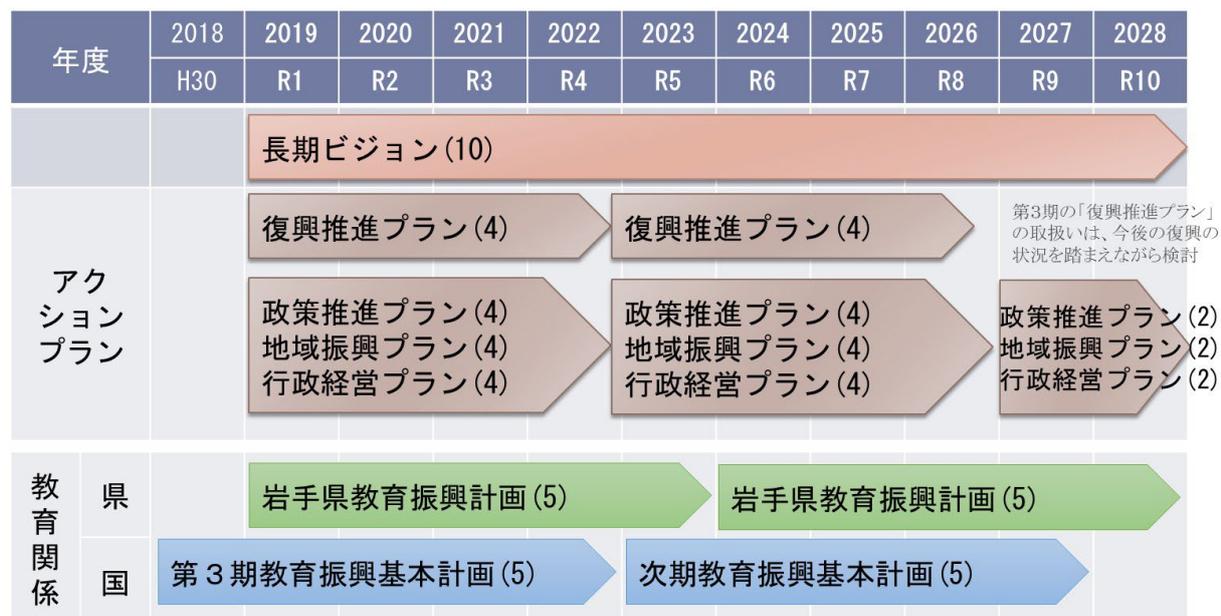
- 本県の教育行政は、「いわて県民計画（2019～2028）」及び「岩手県教育振興計画」の下、「学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり」の実現に向けて様々な取組を展開してきたところです。
- これらの計画策定後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化、人口減少の進行のほか、デジタル技術の活用やグローバル化の進展、地球温暖化や気候変動対策への機運の高まりなどが見られ、これらの社会情勢の変化に的確に対応し、地域の期待に応える教育施策の推進が求められています。
- また、中央教育審議会において、「次期教育振興基本計画について（答申）」が取りまとめられました。次期計画のコンセプトとして、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5つの基本的方針と16の教育政策の目標などが示されており、国において新たな教育振興基本計画が策定される見込みです。
- このような状況を踏まえ、県教育委員会では、今後5年間の本県の教育振興の目標や取組内容について次期「岩手県教育振興計画（仮称）」として策定しようとするものです。
- 策定に当たっては、その基本的方向性について外部有識者の意見を聴くため、岩手県附属機関条例に基づき、岩手県教育振興基本対策審議会に調査審議を求めるものです。

3 次期「岩手県教育振興計画（仮称）」策定の考え方

- 次期「岩手県教育振興計画（仮称）」は、今後5年間の教育施策の方向性や具体的な取組方策などを定め、本県の教育振興の取組の指針とすることを想定しております。
- 次期「岩手県教育振興計画（仮称）」は、令和6年度から令和10年度までの5年を計画期間とします。
- 次期「岩手県教育振興計画（仮称）」は、「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョンとともに、教育基本法第17条第2項に規定する本県の教育振興基本計画として位置付けるものです。
- 次期「岩手県教育振興計画（仮称）」は、「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン及びアクションプランにおける教育分野の政策推進の基本的な考え方や取組の方向性との整合性を図っていくこととします。

参考 「いわて県民計画（2019～2028）」と岩手県教育振興計画の対応関係

	「いわて県民計画（2019～2028）」	岩手県教育振興計画
策定趣旨・性格	・岩手のあるべき姿に向かって、今後10年間に何をすべきかを考えるとともに、県民みんなで力を結集し、行動していくための目指す将来像や取組の方向性を明らかにするもの	・今後5年間の県の教育行政の目標や方向性を掲げ、県民や多様な主体と連携・協働し行動していくための指針
計画期間	R1～R10（10年間）	現計画：R1～R5（5年間） 次期計画：R6～R10（5年間）
構成	・長期ビジョン（基本計画） ・アクションプラン（実施計画）	
策定期期	平成31年3月	現計画：平成31年3月 次期計画：令和5年度内予定



議案第3号

岩手県美術品収集評価委員会委員の任命に関し議決を求めることについて
次のとおり岩手県美術品収集評価委員会委員の任命をすることについて、議決を求める。

1 任命（令和5年6月1日付）

役 職 等	氏 名
美術評論家 （元新潟市美術館長）	塩 田 純 一
美術史家 （元国際ファッション専門職大学教授）	高 橋 幸 次
大川美術館長	田 中 淳
美術史家 （元東京都庭園美術館長）	樋 田 豊次郎
自営業（直利庵）	松 井 裕 子
美術史研究者 （元宮城県美術館副館長）	三 上 満 良

令和5年5月15日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県美術品収集評価委員会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県美術品収集評価委員会委員（案）

委員任期: 令和5年6月1日～令和7年5月31日

No.	役職等	氏名	年齢	性別	市町村	年数
1	美術評論家 (元新潟市美術館長)	塩田 純一	72	男	東京都練馬区	新
2	美術史家 (元国際ファッション専門職大学教授)	高橋 幸次	69	男	東京都日野市	新
3	大川美術館長	田中 淳	67	男	千葉県松戸市	新
4	美術史家 (元東京都庭園美術館長)	樋田 豊次郎	72	男	東京都中野区	新
5	自営業 直利庵	松井 裕子	79	女	盛岡市	新
6	美術史研究者 (元宮城県美術館副館長)	三上 満良	68	男	宮城県仙台市	新

※ 年齢は令和5年6月1日現在

【審議会等の設置・運営に関する指針への対応状況】

委員数【10名以内(条例の規定)】	6人
男女委員の登用率【40%未満にならないこと】	男83.3%(5):女16.6%(1)
若手委員(50歳未満)【25%以上目標】	0%(0/6) (※参考 平均年齢 71.2歳)
在任期間8年超	なし

参考資料

【根拠法令】

岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関（法律又は他の条例の規定に基づき設置されるものを除く。）の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置及び所掌）

第2条 別表第1から別表第10までの所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため、執行機関の附属機関として、これらの表の名称の欄に掲げる機関を置く。

2～4 [略]

（組織）

第3条 別表第1から別表第11までの名称の欄に掲げる附属機関（以下「審議会等」という。）は、これらの表の委員の人数の欄に掲げる人数以内の委員をもって組織し、委員は、これらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、執行機関が任命する。

2 審議会等の委員の任期は、別表第1から別表第11までの任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表第10（第2条、第3条関係）

教育関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の 人 数	委員の構成	任 期
3 岩手県美術品収集評価委員会	教育委員会の諮問に応じ、美術品取得基金条例（平成3年岩手県条例第36号）に規定する美術品取得基金により取得する美術品及び寄贈により取得する美術品の鑑定評価に関する事項について調査審議すること。	10人	学識経験者	2年

